

主な指摘事項等

本資料の主な対象サービス

〔居宅サービス〕 ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護
○行動援護

〔通所サービス〕 ○就労継続支援 A 型・B 型 ○就労移行支援
○就労定着支援 ○生活介護(〔入所〕の生活介護を除く)
○自立訓練(生活訓練) ○自立生活援助 ○就労選択支援

令和 7 年度越谷市障害福祉サービス集団指導 福祉部福祉総務課

内容

- 1.報酬関係 …P3～10
- 2.運営基準関係 …P11～30
- 3.令和6年度実地指導指摘事項 …P31～34
- 4.(参考)令和6年度報酬改定(一部抜粋) …P35

1.報酬関係

報酬関係で押さえていただきたいポイントを3つお伝えします

- ①減算となる場合…P4～7
- ②加算請求について…P8
- ③不正請求について…P9～10

①減算となる場合

- 減算となる場合を次のスライドから一覧で示します。
(ここでは加算要件不充足の場合を除きます)
- **知らない減算があった場合は、内容の詳細を別途確認ください**
➡万が一減算未対応が判明した場合は、**過誤調整**をしてください

①-1減算となる場合（**全サービス**）

名称	概要	対象サービス
情報公表未報告減算	情報公表制度に基づく報告が未実施の場合	全サービス
業務継続計画未策定減算	業務継続計画が未策定および同計画に従い必要な措置を講じていない場合	全サービス。就労選択支援は令和9年4月から適用
身体拘束廃止未実施減算	次の措置を講じていない場合 ①身体拘束等の記録 ②委員会の定期開催と結果の従業者への周知徹底 ③指針の整備 ④研修の定期的実施	全サービス（計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く）
虐待防止措置未実施減算	次の措置を講じていない場合 ①委員会の定期開催と結果の従業者への周知徹底 ②研修の定期的実施 ③虐待防止担当者の配置	全サービス

①-2減算となる場合（通所系）

名称	概要	対象サービス
定員超過利用減算	定員を所定の割合超過した場合	生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
サービス提供職員欠如減算	所定の割合欠如した場合	生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
サービス管理責任者欠如減算	欠如した場合	生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助
個別支援計画未作成減算	個別支援計画が未作成の場合	生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助

①-3減算となる場合（その他）

名称	概要	対象サービス
同一敷地内建物等減算	同一敷地内建物等に居住する利用者に介護を行う場合等	居宅介護
支援計画シート等未作成減算	支援計画シート等が未作成の場合	行動援護
医師未配置減算	看護師等による代替を前提として医師を配置しない場合	生活介護
短時間利用減算(生活介護)	(共生型・基準該当のみ)前3月の平均利用時間が5時間未満の利用者の占める割合が50%以上である場合	生活介護(共生型・基準該当のみ)
標準利用期間超過減算	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6か月以上超える場合（宿泊型自立訓練を除く）	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、自立生活援助
特定事業所集中減算	就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型または指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合	就労選択支援
自己評価未公表減算	スコア方式による評価内容が未公表の場合	就労継続支援 A 型
短時間利用減算(就労B)	工賃向上計画を作成せずに一律に評価する報酬体系において、4時間未満の利用者の占める割合が50%以上である場合	就労継続支援B型
支援体制構築未実施減算	就労定着支援の終了後も一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等について適切な引き継ぎ措置が講じられていない場合	就労定着支援

②加算請求について

- 加算の算定要件が一つでも不充足の場合は、**加算の算定ができません。**
- 各自**算定要件を自己点検**し、万が一不充足が判明した場合は、**遡って過誤調整**をしてください。

＊ R6実地指導でも過誤調整の指導をしたケースが複数ありました

- 算定要件は、いわゆる「**報酬告示**」に規定されています。正式名称：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」
- 「報酬告示」を補完するいわゆる「**留意事項通知**」も必要に応じて参照してください。正式名称：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）」

③不正請求について①

- **不正請求とは**、法令や基準に違反し、かつそれを偽って報酬を請求することをいいます。
- **具体例①**：実際にはサービスを行っていないにもかかわらず、サービスを行ったように装い、報酬請求を行った場合
- **具体例②**：一定の人員基準を満たすことが要件となっている加算について、人員が不足しているにもかかわらず、人員は満たされていることを装い加算要件を満たすものと偽って請求をした場合
- **具体例③**：サービスの所要時間によって単位数が定められている場合に実際にサービスを行った時間に対応する単位数を超えた単位数により請求した場合

③不正請求について②

- **注意点①**：事情によっては、減算不適用や加算要件不充足の場合であっても、**単なる過誤調整ではなく、不正請求に当たることがあります。**
- **注意点②**：不正請求と認定された場合は、**不正請求額に加えてその額に40%を乗じた額の支払いが課されることがあります。**さらには、**取消処分等の処分事由に該当することがあります。**
- **ポイント**：日頃から「報酬告示」や「留意事項通知」などに基づいて**正しく報酬請求ができているか確認**しましょう。

2.運営基準関係

- ここまでが、報酬関係についてでした。
- 次に、**運営基準**についてです。
- 実地指導で指摘が多い項目に絞って、ポイントをお伝えします。
- **現状、遵守できているかどうか**☒チェックしましょう

2.運営基準関係 項目

- ①運営規程 ※全サービス…P13
- ②ハラスメント対策 ※全サービス…P14
- ③業務継続計画（BCP）※全サービス…P15
- ④定員の遵守 ※定員のあるサービス…P16
- ⑤非常災害対策 ※全サービス(就労定着支援を除く) …P17
- ⑥衛生管理 ※全サービス…P18
- ⑦-1身体拘束に対する考え方 ※全サービス…P19
- ⑦-2身体拘束に関する措置 ※全サービス…P20～21
- ⑧虐待の防止措置 ※全サービス…P22
- まとめ…P23～25
- ⑨-1個別支援計画の作成等 ※居宅介護等以外のサービス…P26～27
- ⑨-2個別支援計画の作成等のまとめ…P28
- ⑨-3個別支援計画の作成等～R6実地指導指摘事項～ …P29
- 10その他の日常生活費…P30

①運営規程 ※全サービス

□所定の項目がもれなく掲載されていますか？

＊市独自項目（国の省令に規定なし）に注意

～生活介護の記載項目～

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) **個人情報の取扱い【市独自】**
- (13) その他運営に関する重要事項

＊市条例を参照しましょう

名称：「越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」

＊令和6年度実地指導指摘事項

運営規程について、変更があった場合に届出を行っていませんでした。つきましては、市障害福祉課へ変更の届出を行ってください。

②ハラスメント対策 ※全サービス

☐ **ハラスメント指針**（職場におけるハラスメントの内容およびハラスメントを行ってはいけない旨の方針）を策定していますか？

☐ **従業員からの相談体制**を整備していますか？（具体的には、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知する）

R6実地指導指摘事項

- ・ハラスメント指針を策定していませんでしたので、策定してください
- ・従業員からの相談体制を整備していませんでしたので、整備してください

③業務継続計画（BCP）※全サービス

☐ 業務継続計画（BCP）を策定していますか？

＊未策定の場合、**減算**の対象です

☐ 計画を**従業者に周知**していますか？

☐ BCPに関する**研修**を定期的に行っていますか？

☐ BCPに関する**訓練**を定期的に行っていますか？

令和6年度実地指導指摘事項

- ・BCPを策定していませんでしたので策定してください
- ・研修を実施していませんでしたので実施してください
- ・訓練を実施していませんでしたので実施してください

④定員の遵守 ※定員のあるサービス

□定員を**超過**して受け入れていませんか？

- * 超過した場合、**減算**の対象になります
(内容によっては、**取消処分等**の可能性もあります)
- * 定員超過利用は、利用者へのサービス提供に支障が生じうるため、**原則認められません**

⑤非常災害対策

※全サービス(居宅系・就労定着支援を除く)

- ☐ 消防法等に基づく設備は、確実に設置されていますか？
- ☐ 非常災害計画を策定していますか？
- ☐ 通報・連絡体制を整備していますか？
- ☐ 定期的に避難訓練を行っていますか？

⑥衛生管理 ※全サービス

- ☐感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的に開催していますか？
- ☐**委員会**の開催**結果を従業者に周知**徹底していますか？
- ☐感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備していますか？
- ☐感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**研修**ならびに感染症の予防及びまん延の防止のための**訓練**を実施していますか？

令和6年度実地指導指摘事項

- ・ 指針を整備していませんでしたので、整備してください
- ・ 訓練を実施していませんでしたので、実施してください

⑦-1 身体拘束に対する考え方 ※全サービス

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は**禁止**です【重要】
- 正当な理由のない身体拘束は、**身体的虐待**(場合によっては**取消処分等**)に当たりうることに留意してください
- 「緊急やむを得ない場合」とは、①**切迫性**(本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い)②**非代替性**(身体拘束を行う以外に代わりの方法がない)③**一時性**(身体拘束が一時的)の3要件**全て**を満たす必要があります
- やむを得ず拘束を行う場合の**手続き**：①**組織**による決定と**個別支援計画**への記載②本人・家族への十分な**説明**③必要な事項の**記録** * 記録がない場合は**減算**の対象です

⑦-2 身体拘束に関する措置 ※全サービス

現に身体拘束を行っていない場合も(次のスライド参照)、以下の措置を講じてますか？

- ☐ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**を定期的に開催するとともにその結果について**従業者に周知**徹底してますか？
- ☐ 身体拘束等の適正化のための**指針**を整備してますか？
- ☐ 身体拘束等の適正化のための**研修**を定期的の実施してますか？

* これら一つでも満たしていない場合は、**減算**の対象です

令和6年度実地指導指摘事項

- ・ 委員会を実施していませんでしたので実施してください
(実施したが、記録が不十分な場合も含む)
- ・ 研修を実施していませんでしたので実施してください

7-2-2よくある質問（身体拘束適正化検討委員会）

- **Q質問**：軽度の利用者が多く現に身体拘束をしている方もいないです。それでも委員会を設置する意味はありますか？
- **A回答**：たとえば、**トラブル時に職員の体を使って静止するような場面**はありえます。また、**何が身体拘束に当たるかといった理解を促進し身体拘束等を未然に防止**することも重要です。

～国の解釈通知(平成18年12月6日障発第1206001号)においても令和6年度から次の点が追加されました～

「身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のことを想定している。…」

…〔身体拘束等の〕**事例がない場合にも**、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等等を確認することが必要である。…」

⑧虐待の防止措置 ※全サービス

- ☐虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的を開催するとともに、その**結果**について**従業者に周知**徹底していますか？
 - ☐虐待の防止のための**研修**を定期的を実施していますか？
 - ☐虐待防止措置を適切に実施するための**担当者**を置いていますか？
- ＊これら一つでも満たしていない場合は、**減算**の対象です

令和6年度実地指導指摘事項

- ・虐待防止委員会の結果に従業者へ周知していませんでしたので周知してください

まとめ①～各種計画・指針・委員会・研修について～

ここまでのまとめです

- 策定しなければならない**計画**は？

→①**業務継続計画(BCP)** ②**非常災害計画**(居宅介護等を除く)(③**個別支援計画**※後述)、の3つです

- 整備しなければならない**指針**は？

→①**ハラスメント指針**②**感染症等指針**③**身体拘束等適正化指針**の3つです

- 開催しなければならない**委員会**は？

→①**感染症等対策委員会**②**身体拘束等適正化検討委員会**
③**虐待防止検討委員会**、の3つです

まとめ② ～各種計画・指針・委員会・研修について～

- ・実施しなければならない**研修**は？

→①業務継続計画(BCP)研修②感染症等研修
③身体拘束等適正化研修④虐待研修、の4つです

- ・実施しなければならない**訓練**は？

→①業務継続計画(BCP)訓練②避難訓練(居宅介護等を除く)③感染症等訓練、の3つです

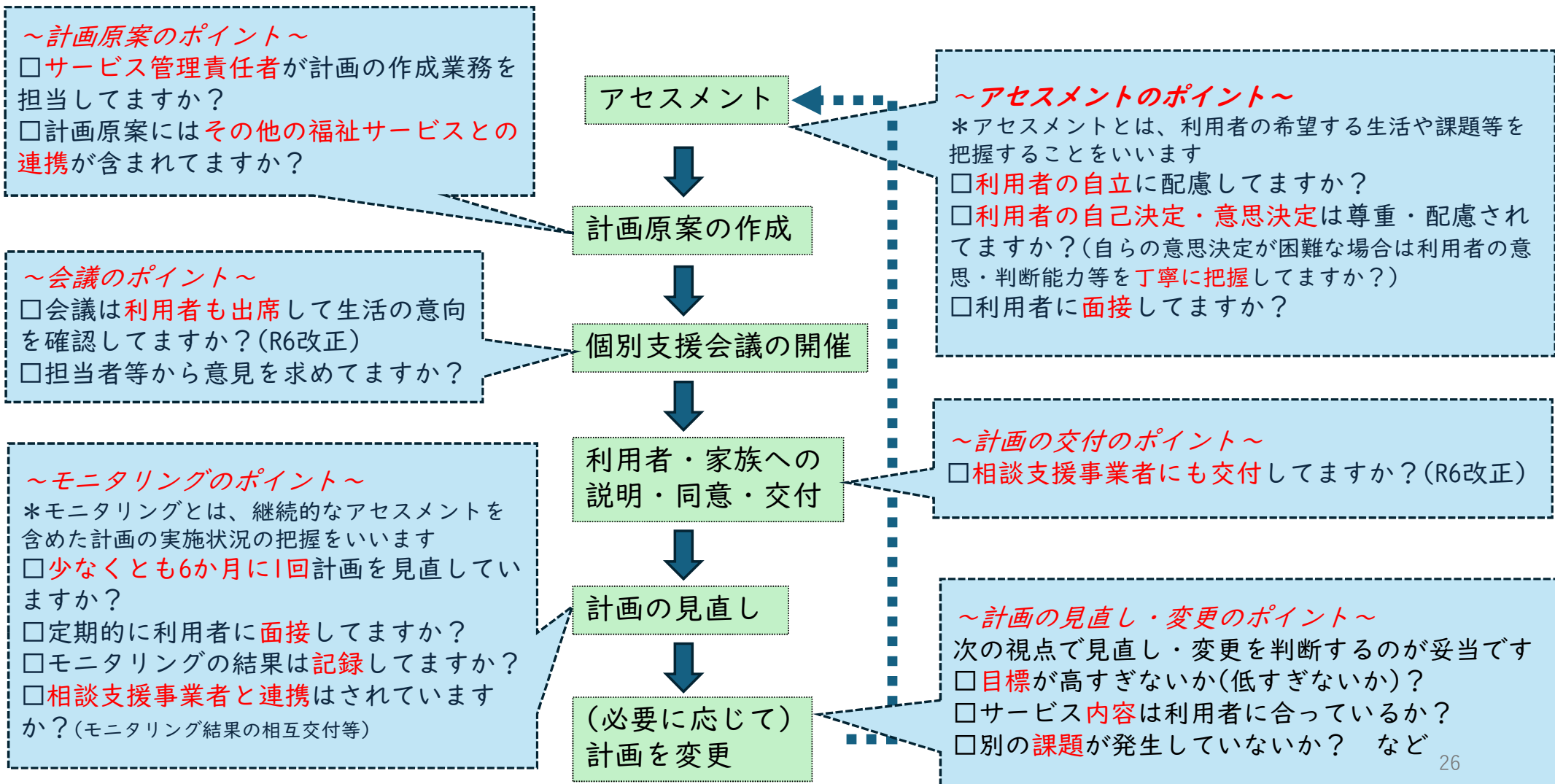


内容が多岐にわたるので、漏れがないよう、年度当初に「この月は〇〇委員会をやる」などと、あらかじめ計画に落とし込んでおくことをおすすめします

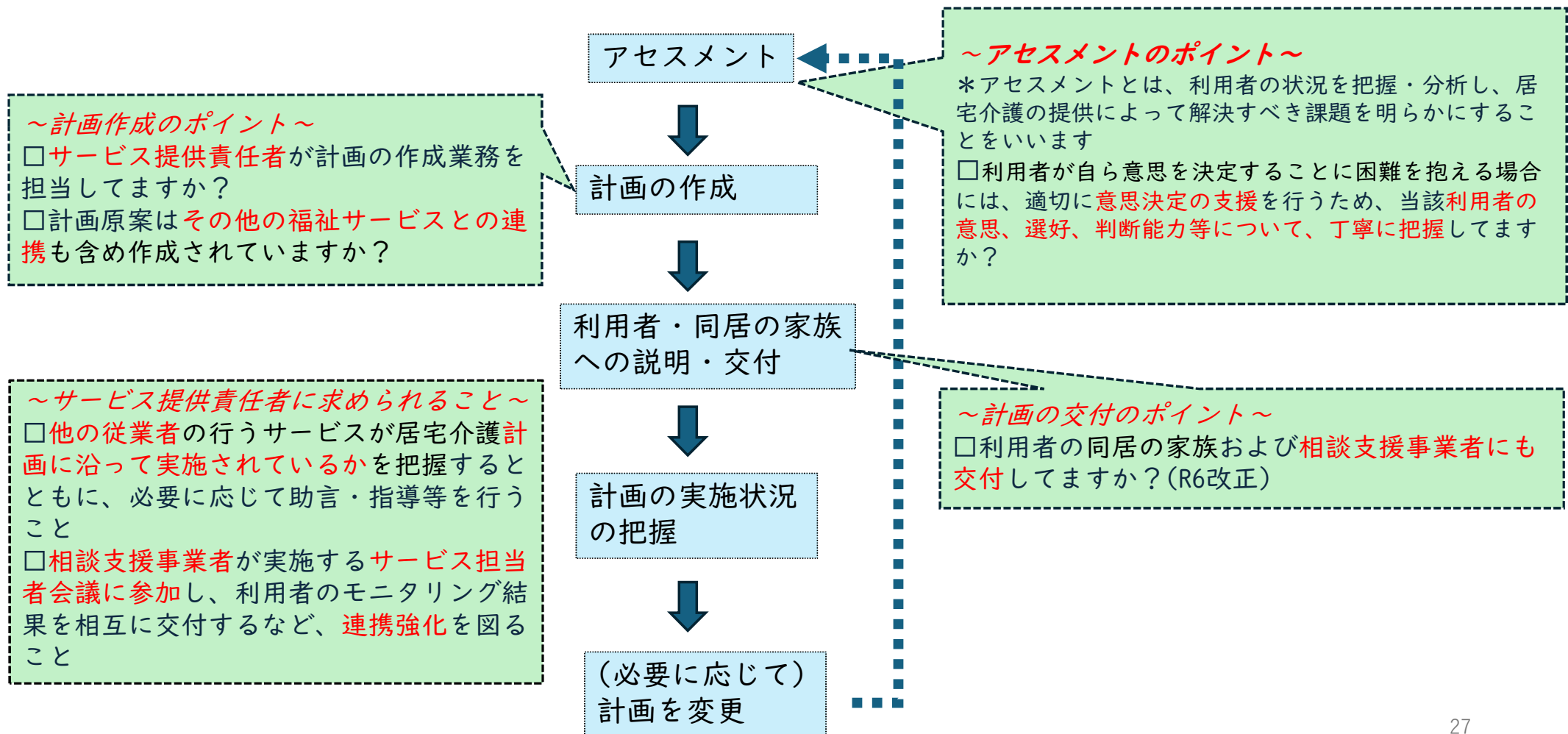
まとめ③～表ver

項目	計画・指針等	委員会	研 修	訓 練	未実施減算
業務継続計画(BCP)	計画策定 (感染症)	—	年1回+採用時 ※感染症研修と一体可	年1回 ※感染症訓練と一体可	減算あり
	計画策定 (災害)	—	年1回+採用時	年1回	減算あり
非常災害計画 (居宅介護等を除く)	非常災害計画	—	—	非常災害の避難・救出訓練の実施	—
感染症	指針の整備	概ね3月に1回(居宅介護等は概ね6月に1回)	年2回(居宅介護等は年1回)+採用時	年2回 (居宅介護等は年1回)	—
虐待	虐待防止担当者の配置	少なくとも年1回	年1回+採用時	—	減算あり
身体拘束	・やむを得ず身体拘束する場合は記録を作成 ・指針の整備	少なくとも年1回	年1回+採用時	—	減算あり

9-1 個別支援計画の作成等（居宅介護等以外サービス）



9-1 個別支援計画の作成等（居宅介護等）



⑨-2個別支援計画の作成等のまとめ

- 支援過程を通じて、**利用者の自己決定・意思決定**に配慮
 - ❑ **個別支援会議への利用者の出席**(R6改正)
- まずは**当該利用者の能力や課題などの把握** (アセスメント)が重要
- アセスメントに基づき、**当該利用者固有の計画**を作成する
 - ❑ 全利用者について**画一的な計画になっていませんか？**
- **当該利用者の新たな課題**等に応じて**柔軟に計画を見直し・変更**
 - ❑ 計画内容が**長期間変更なし**になっていませんか？
- 相談支援事業者への計画の交付など、**相談支援事業者との連携強化**が求められています (R6改正)
- **個別支援計画未作成減算**あり

⑨-3 個別支援計画の作成等 R6実地指導指摘事項

- 個別支援計画の作成にあたり、**原案の作成及び担当者会議の開催を行っていませんでした**。つきましては、個別支援計画の原案を作成し、担当者会議を開催してください。
- **個別支援会議に利用者が同席していませんでした**。また、記録が不十分で計画の**原案の内容について担当者等の意見を求めているか判然としませんでした**。
- 個別支援計画を作成した際に、**指定特定相談支援事業者へ交付していませんでした**ので、交付してください。
- **アセスメントについて、記録がない又は不明確な例がありました**ので、実施した際は適切に記録してください。
- **モニタリングについて、記録からは実施状況を把握しているか判然としませんでした**。つきましては、目標達成状況の評価や、計画変更の要否判定等を記録してください。

10. **その他の日常生活費**（対象サービス：就A・B、就労移行、生活介護、自立訓練（生活訓練））

- 一定のサービスについては、サービスの利用者負担額の他に「**その他の日常生活費**」を利用者から受け取ることが認められています。

【受領する際のポイント】

- ☐ 介護給付費等と**重複関係がないこと**
 - ➔そのため、お世話料等あやふやな名目は認められず、**費用の内訳を明らかに**
- ☐ 使途・額・受領理由を**利用者に対して書面で説明をし同意を得ること**
- ☐ 受領額が**実費相当額の範囲内**であること
- ☐ **運営規程**に定め、施設の見やすい場所に**掲示**すること

3.令和6年度実地指導指摘事項(その他)

* これまでに紹介した事項以外で、令和6年度の実地指導で指摘のあった事項を紹介します

令和6年度実地指導指摘事項（その他）①

- **【共通】 静養室**について、**市に届出のある場所から移動し、相談室と兼用**していました。つきましては、利用者の支援に支障がないかを確認のうえ、必要に応じて**元の位置に戻す、又は平面図の変更の届出**を行ってください。
- **【共通】 サービス提供記録**について、サービスを提供した旨の**確認を利用者等から受けていませんでした**。つきましては、サービス提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項の記録について、確認を受けてください。
- **【共通】 法定代理受領通知**について、**利用者に対して通知していませんでした**ので、通知してください。

令和6年度実地指導指摘事項（その他）②

- **【共通】業務管理体制**の届出について、**届出を行っていませんでした**ので、市障害福祉課に届出を行ってください。
- **【共通】業務管理体制**の整備について、**法令遵守責任者の変更の届出を行っていませんでした**ので、市障害福祉課に届出を行ってください。
- **【共通】情報公表対象サービス**等に係る**報告を行っていませんでした**ので、速やかに報告してください。

令和6年度実地指導指摘事項（その他）③

- **【生活介護】個別支援計画について、生活介護に要する標準的な時間を位置づけていませんでした。**つきましては、標準的なサービス提供時間を位置づけ、当該時間に応じて、給付費を算定してください。
- **【居宅介護】給付費の算定について、個別支援計画に位置付けられた標準的なサービス提供時間ではなく、現に要した時間で算定している例**がありました。つきましては、個別支援計画を変更した上で算定する等の措置を講じてください。
- **【就労A】生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上とならず、自立支援給付を賃金の支払いに充てていました。**つきましては、経営の改善に取り組んでください。

4.(参考)令和6年度報酬改定(一部抜粋)

- 利用者の意思決定支援の推進（全サービス）
- 虐待防止措置未実施減算の新設（全サービス）
- 身体拘束廃止未実施減算の減算額の引き上げ等
- 業務継続計画未策定減算の新設（全サービス）
- 情報公表未報告減算の新設等（全サービス）